

令和2年度宮城県介護イメージアップ事業PRポスター作成等業務 企画提案募集要領

(募集事項)

第1条 企画提案を募集する業務については以下の各号のとおりとする。

(1) 委託業務名

令和2年度宮城県介護イメージアップ事業PRポスター作成等業務

(2) 業務の目的

団塊の世代が全て後期高齢者となる2025年に向けた介護人材の確保・定着対策のため、人気タレントである「サンドウィッチマン」を起用したイメージアップ戦略の一環として、同タレントを起用したポスターの作成・広告業務を実施し、介護のさらなるイメージ向上を図り、将来の介護人材の確保に寄与することを目的とする。

(3) 委託業務の内容

イ 業務内容 別添「仕様書」のとおり

ロ 契約期間 契約締結の日から令和3年3月31日まで

ハ 事業費(委託上限額) 11,886千円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

ニ 実施場所 宮城県内

ホ その他

委託業務の実施に関して、受託候補者の企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、県と契約予定者で協議の上決定する。また、実際の業務内容や進め方については、逐次県と協議して決定する。

(応募資格)

第2条 応募は事業者単位で行うものとし、以下の事項を満たしている事業者であることを条件とする。

(1) 当該事業を実施する体制が整っている又は整うことが見込まれること。

(2) 応募後、業務委託先決定者は、企画提案内容及び仕様書内容を確実に実行すること。

(3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(一般競争入札の参加者の資格)の規定に該当する者でないこと。

(4) この事業の募集開始時から企画提案書提出までの間に、宮城県の物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領(平成9年11月1日施行)に掲げる資格制限の要件に該当する者でないこと。

(5) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成20年11月1日施行)の別表各号に規定する措置要件に該当する者でないこと。

(6) 県税に未納がないこと。

(事業の予定)

第3条 募集開始から契約締結、業務着手から完了に至るまでの予定は下表のとおりとする。

年 月 日	内 容
令和2年7月2日(木)	事業公告・応募受付開始
令和2年7月21日(火)	企画提案書提出締切
令和2年7月29日(水)	選定委員会の開催
令和2年8月上旬	選定結果の通知及び公表

令和2年8月上旬	仕様書の作成・相談等（事業者・県），見積合せ
令和2年8月上旬	契約締結，事業計画書等提出，事業実施
令和3年3月31日（水）	委託契約期間終了

（企画提案書等の提出等）

第4条 企画提案書等の提出については，以下のとおりとする。

- (1) 提出期限 令和2年7月21日（火）午後5時まで（必着）
(2) 提出方法 持参又は郵送とする。
(3) 提出先 〒980-8570

仙台市青葉区本町三丁目8番1号（宮城県庁7階北側）
宮城県保健福祉部長寿社会政策課 介護人材確保推進班 宛て

(4) 提出書類

- イ 企画提案提出書（様式1） 1部
ロ 企画提案書 7部
ハ 企画提案募集条件に係る宣誓書（様式3） 1部

(5) 規格

- イ 企画提案書は，任意様式でA4サイズ横書き，20ページ以内（添付書類は含まない。）とし，簡潔でわかりやすい内容とすること。
ロ 企画提案書には，表紙を付け，法人等名，担当者の氏名及び連絡先（電話番号，電子メールアドレス）を記載すること。また，ページ番号を付し，表紙の後に目次を入れること。
ハ 添付書類は必要最低限とし，企画提案書との関連をわかりやすく表示すること。
ニ カラー印刷も可とする。
ホ 無効の取扱い

次のいずれかに該当する場合は，応募者を無効とする。

- (イ) 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難である場合又は文意が不明である場合
(ロ) 本実施要領等に従っていない場合
(ハ) 同一の応募者が2つ以上の企画提案書を提出した場合
(ニ) 企画提案方式による公正な企画提案の執行を妨げ又は不正の利用を得るために連合した応募者が提出した場合
(ホ) 民法（明治29年法律第89号）第90号（公序良俗違反），第93条（心裡留保），第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案である場合

(6) その他

- イ 企画提案書の提出を取り下げる場合は，速やかに「取下願」（様式4）を提出すること。ただし，この場合であっても，既に提出された企画提案書は返却しない。
ロ 企画提案書等の提出後の差し替え，変更，取り消し及び再提出は認めない。
ハ 審査は提出された企画提案書により行うが，提案受付後，提案内容について説明を求めることがある。

（企画提案書等の記載事項）

第5条 企画提案書等作成に当たっては，業務内容を十分に踏まえた上で，必ず次の事項を記載すること。

(1) 介護イメージアップ事業PRポスター作成等業務

- イ 第6条により県から提供されたサンドウィッチマンの画像を用いた介護のイメージアップに資す

- るポスターの具体案（4種）とそのコンセプト等
 - ロ ポスターの配布・掲示先の具体案
 - ハ ポスター画像や既存の動画を活用したイメージアップに繋がるPR手法の提案
- (2) 業務の実施体制
- 本業務を実施するにあたっての体制の詳細を記載すること。また、業務の責任者を明記するとともに、その者の職・氏名を示すこと。
- (3) 業務の実施スケジュール
- 契約締結から成果の提出までの実施スケジュールの詳細を記載すること。
- (4) その他
- イ 企画提案に要する費用は、全て提案者の負担とし、提出された企画書は返却しない。
 - ロ 企画書の著作権は、当該企画書の提出者に帰属する。
 - ハ 採用された企画書については、内容の一部変更を認める。

(ポスターの作成に用いる画像について)

第6条 第5条(1)イに定める画像については、以下のとおりとする。

- (1) 画像の申請方法
- イ 企画提案に用いる画像利用に係る宣誓書(様式5)により、電子メールにより申請すること。
 - ロ 電子メールアドレス choujuz@pref.miyagi.lg.jp
(宮城県保健福祉部長寿社会政策課 介護人材確保推進班 宛て)
- (2) 受付期限 令和2年7月21日(火)午後5時まで
- (3) 提供方法等 随時、申請を受けた電子メールに返信する方法で提供する。
申請日を除いて2営業日を過ぎても返信がない場合は、不具合で届いていない可能性があるため、介護人材確保推進班(022-211-2554)まで連絡すること。
- (4) 画像の利用方法 ポスターの作成に当たっては、提供された画像のうちいずれか1枚を選択し、4種類を作成すること。ポスター1種類につき1枚ずつの使用は認めない。
- (5) 画像の利用制限 (1)イによる宣誓書の記載事項を遵守すること。

(事業に関する質問等)

第7条 事業に関する質問等については、以下のとおりとする。

- (1) 提出方法
- イ 質問票(様式2)により、電子メールにより質問すること。
 - ロ 電子メールアドレス choujuz@pref.miyagi.lg.jp
(宮城県保健福祉部長寿社会政策課 介護人材確保推進班 宛て)
- (2) 受付期限 令和2年7月13日(月)午後5時まで
- (3) 回答方法等 令和2年7月15日(水)(予定)
長寿社会政策課のホームページに掲載する。
ただし、参加資格に関することや、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。
なお、すでに当該ホームページに掲載している内容についての質問や当該事業に関係のない質問に対する回答は行わないものとする。

(審査・選定)

第8条 選定委員会により、(3)の評価基準に基づき、提出された申込書等による審査を行うこととする。

(1) 契約予定者の選定

「令和2年度宮城県介護イメージアップ事業PRポスター作成等業務」プロポーザル方式等選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、応募者の企画提案内容を総合的に審査し、最も効率的かつ効果的な企画を提案した者1者を契約予定者として選定する。

(2) 審査方法

イ 応募のあった企画提案書及び応募者による提案内容の説明（プレゼンテーション）を、下記（3）の評価基準に基づき委員ごとにそれぞれ評価を行い、各委員が付けた評価点の総計が最も高い応募者1者を契約予定者として選定する。

ロ イにおいて、評価点が同点の企画提案者が複数いる場合は、評価項目ごとの評価点を順次比較し、その評価点の高い方を上位とする。選定に当たり疑義が生じた場合は、選定委員会で協議の上、契約予定者を選定する。

ハ イ及びロの規定にかかわらず、評価の結果、各委員が採点した得点の総計の平均が6割に満たない場合は選定しないものとする。

ニ 応募者が3者を超えた場合は、プレゼンテーション審査の前に選定委員会において一次審査（書面審査）を実施し、プレゼンテーション審査に参加できる上位3者を選定する。

(3) 評価基準は以下のとおりとする。

イ 業務全般に関すること（20点）

（イ）業務の目的や内容を十分理解した上での提案となっているか。（10点）

（ロ）事業を実施するに当たって、十分な人員体制を確保しているか。

業務遂行が困難になった場合の人員補助体制は十分か。（10点）

ロ 事業実施の提案に関すること（80点）

（イ）ポスターは介護のイメージアップに資するデザインとなっているか。目をひくインパクトのあるポスターになっているか。（30点）

（ロ）想定するターゲット（①全県民②学生③離職者）に対して高い訴求効果が見込める内容となっているか。（20点）

（ハ）ポスターを各地に掲示する他に、ポスターや既存の動画を活用した介護のイメージアップに繋がる効果的なPR業務の手法の提案があるか。（30点）

(4) 一次審査（書面審査）

イ 実施日 令和2年7月22日（水）

ロ 審査方法

応募のあった企画提案書について、（3）評価基準に基づき審査し、上位3者を選定する。評価は（2）イ及びロに規定する方法に準ずる。

ハ 一次審査結果の通知

全ての応募者に対し、令和2年7月27日（月）に選定結果及び上位3者に対してはプレゼンテーション審査日程を電子メールにて通知する。

なお、一次審査を実施しなかった場合は、全ての応募者に対しプレゼンテーション審査日程を電子メールにて通知する。

(5) プレゼンテーション審査

イ 実施日 令和2年7月29日（水）（予定）

ロ 実施会場 仙台市青葉区内

ハ 審査方法

（イ）参加者は、応募者1者につき3名以内とする。

（ロ）応募者1者当たりの持ち時間は35分（説明20分、質疑応答15分）とし、応募者ごとに

個別に行うものとする。

(ハ) プレゼンテーション審査に参加しない応募者の提案は、無効とする。

(ニ) 応募者は、応募した企画提案書（書面）に基づいて提案内容の説明を行うものとし、当日の追加資料の配布や資料の差し替え等は認めない。

(ホ) スクリーン及びプロジェクターを準備するので、プレゼンテーションにパソコンを使用する際は持参すること。

ニ プレゼンテーション審査結果の通知

審査終了後、プレゼンテーション審査に参加した全ての応募者に対し審査結果を速やかに文書で通知する。

(6) その他

審査（選定）内容に関する質問には応じられない。

(失格事由)

第9条 失格事由は以下のとおりとする。

- (1) 申込内容等に虚偽があった場合
- (2) 第2条各項のいずれかの資格要件を満たさない場合
- (3) その他、本募集要領及び仕様書の内容に反している場合

(応募者が1者又はない場合の取扱い)

第10条 応募者が1者又はない場合の取扱いは以下のとおりとする。

- (1) 応募の結果、応募者が1者の場合、選定委員会の委員全員による評価を実施し、業務を適切に実施できると判断される場合は、当該者を契約予定者として決定する。
- (2) 募集の結果、応募者がない場合、選定委員会に諮った上で、再度企画提案を募集するものとする。

(選定結果の公表)

第11条 選定結果の公表は以下のとおりとする。

- (1) 選定された業務委託候補者の名称を公表する。
- (2) 審査・選定結果に関する質問には応じないものとする。